



令和 7 年 4 月 17 日
福島県喜多方建設事務所

令和 7 年度建設工事安全対策重点計画を公表します

【概要】

福島県土木部では、工事の安全な施工の確保を図ることを目的とし、平成 27 年 2 月に「福島県建設工事安全対策要綱」及び「土木部基本方針」を策定しました。

このたび、喜多方建設事務所では、令和 7 年度において、安全管理に関して重点的に取り組むに当たり、「スローガン」及び「具体的な取り組み内容」を記載した重点計画書を作成しました。

土木部基本方針と各出先事務所の重点計画は、土木部技術管理課のホームページからご覧いただけます。

(1) 令和 7 年度のスローガン

さすけねえ その思い込みが 命取り

(2) 具体的な取り組み内容

① 日常の重点的な取り組み

- ・ 初回打合せ時に、各現場特性に勘案した具体的な事故防止対策を施工計画書に立案するよう助言する。
また、安全教育等の工夫について積極的な取り組みを促す。
- ・ 上空障害物対策として、「架空線等上空施設に係る現場のチェックリスト」による各現場での施工段階確認の徹底を図る。

② 安全パトロールの実施

- ・ 官民合同により、7 月の労働安全週間と 10 月の全国労働衛生週間に合わせ、発注者と受注者に労働基準監督署を含めた 3 者にて合同パトロールを実施する。
- ・ 課長以上により年 4 回抜き打ち安全パトロールを実施する。(監督員や若手職員を同行させる。)

③ 労働安全講習会の開催

- ・ 外部講師として労働基準監督署と労働安全衛生コンサルタントを招き、年 1 回開催する。
また、交通事故対策として管内警察署から講師として招き講習会を開催する。

④ 現場工程会議の開催

- ・ 月 1 の現場工程会議において、課長等が現場の安全確認を行うとともに、施工計画書等における安全管理等の遵守を指導する。

⑤ 夏場特有の事故の防止対策

- ・ 「熱中症対策に必要な費用を工事費に計上できること」等を受注者に周知し、熱中症対策の準備を促す。
- ・ 除草業務等の作業前に、刈り払い機による事故防止対策等を再確認するよう受注者に周知する。

⑥ 情報発信の強化

- ・ 定期的(年 3 回)に労働安全に係るニュースレター等による情報発信を行う。

⑦ 労働災害防止に関する標語の募集、表彰

- ・ 受注企業の社員や実際に現場で働く作業員及び工事発注機関で働く全ての職員から、労災防止に向けた標語の募集・表彰を行い、最優秀作品を事務所のスローガンとし現場に掲示することで、全ての工事関係者へ安全意識の啓発を図る。



【問い合わせ先】

福島県喜多方建設事務所
(担当者) 事業部長 二階堂 秀一
電話 0241-24-5705 内線 303
FAX 0241-24-5729